平成２２年（フ）第１９８号
栃木県宇都宮市吉野２丁目４番19号　吉野コーポ201号室
債務者　鬼塚　義裕
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０５５号
岡山市北区久米321番地１　岡崎借家２号
債務者　江口　芳男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９号
岡山市南区三浜町１丁目３番21号　コーポサクランボ１－２
債務者　和﨑　節枝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
岡山市中区森下町４番１号　森下マンション406号
債務者　麻山真祈子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
長野県小諸市古城１丁目５番19号　ハイツ草笛３号
債務者　野中　一寛
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２９号
愛知県西尾市伊文町４番地１　県営伊文住宅３棟301号室、住民票上の住所愛知県西尾市羽塚町大道東28番地３
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
愛知県豊田市田中町３丁目95番地２　タウニーたなかA102号
債務者　永野　英香
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
栃木県鹿沼市千手町2558番地５、前住所栃木県鹿沼市千手町2557番地
債務者　須田　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２号
熊本県天草市五和町城河原１丁目2620番地
債務者　井下　信子（旧姓小幡・井上）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１３０号
静岡県周智郡森町飯田3193番地の１、前住所静岡県袋井市浅岡778番地の２　グランドゥール205号室
債務者　新貝　仁美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
広島県福山市新涯町６丁目16番19号
債務者　片岡美智恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３０号
愛知県豊田市美山町１丁目102番地１　第２みゆきビル302号
債務者　中村　睦美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
東京都八王子市左入町936番地７
債務者　森　　美佳
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９２号
東京都町田市原町田２丁目13番11号エトワール原町田301
債務者　今吉　邦夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２０号
東京都多摩市鶴牧２丁目23番地の１ファミールアビタシオン401
債務者　穴澤　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部